

# 市・都民税、所得税、贈与税、消費税、事業税

## 申告準備はお早めに

市・都民税、所得税、事業税の申告書の提出期間は、2月16日(水)～3月15日(火)です(郵送可)。3月に入りまると大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

お問い合わせは、市・都民税については市役所市民課(☎724・2114)、5、2117)、所得税、贈与税、消費税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については八王子都税事務所個人事業係(☎042・44・1111)へ。

### 市・都民税の申告

#### 市・都民税の申告が必要な方

平成17年1月1日現在、町田市に住所がある方  
ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。  
所得税の確定申告をする方  
給与所得のみ、もしくは公的年

### 市・都民税申告書の出張受付日程

開催日	会場	受付時間
2月17日(木)	堺市民センター ホール	午前の部 9:00～11:00
2月18日(金)	なるせ駅前市民センター ホール	午後の部 13:00～15:00
2月22日(火)	鶴川市民センター ホール	昼休みは受付を していません。
2月24日(木)	忠生市民センター ホール	
2月25日(金)	南市民センター ホール	
2月28日(月)	小山市民センター 第1会議室	

注意事項 (1)当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。(2)ご来場の際は、筆記具・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料等をお持ち下さい。(3)会場には駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

平成17年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方で市内に住んでいない方  
市・都民税の申告書の送付  
市・都民税の申告書は、昨年申告書を提出した方、昨年3月に大学などを卒業したと思われる方などに2月9日ごろ発送予定です。  
市・都民税の申告書を送られた方で、病氣・失業・学生などで昨年中に所得がなかった方も、その旨を具体的に記入して提出して下さい。

市・都民税の申告書の受付は、2月16日(水)～3月15日(火)まで(土・日曜日を除く)市役所1階市民フロアで行います。受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時です。  
また、各市民センターでも上表のとおり行います。会場の受付時間は午前9時～11時と午後1時～3時です。  
今年、2月20日・27日の日曜日も平日と同様、市役所1階市民フロアで受付と相談を行います。  
申告に持参していただくもの  
市・都民税の申告に持参していただくものは、次のとおりです。  
申告書(会場でもお渡しします)  
収入があった方は収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等)  
所得控除の資料等(前年中に社会保険料を支払った領収書や生命

### 所得税の確定申告

#### 確定申告が必要な方

主に次のような方は、確定申告が必要になります。

- 1 事業所得や不動産所得などがあり、各種所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- 2 給与所得者で、給与の年間収入金額が2000万円を超える方
- 3 土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方

#### 還付申告ができる方

一般に給与所得者は、年末調整によって所得税が精算されており、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

- 1 医療費控除  
本人や家族が、病氣治療や出産などで一年間に多額の医療費を支払った場合には、一定の算出方法により計算した金額を、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。
- 2 住宅借入金等特別控除  
住宅ローンなどを利用して自宅の新築や購入、増改築などをした場合、一定の要件を満たしていれば、居住の用に供した年から10年間、住宅ローンなどの年末残高に応じた額で税額の特別控除が受けられます。

ただし、控除を受ける年の所得金額が3000万円を超える方、居住用財産を譲渡し、3000万円までの特別控除を受けた方、買い替えや交換など課税の特例を一定期間内に受けた方は除かれます。

平成16年中に土地や建物等の不動産を売却した方、ゴルフ会員権や株式等の資産を売却した方は、譲渡所得について所得税の確定申告が必要です。

不動産の売却や交換、又は国等に公共事業等のために買い取られた場合等の譲渡所得は、給与所得などの他の所得と区分して所得税の計算をする「分離課税」となりますので、申告に当たっては、「申告書B(第一表・第二表)」及び「申告書第三表(分離課税用)」に給与所得などの他の所得も一緒に記載して提出して下さい。

「申告書B(第一表・第二表)」及び「申告書第三表(分離課税用)」に給与所得などの他の所得も一緒に記載して提出して下さい。

譲渡所得の申告  
平成16年中に土地や建物等の不

平成15年分の課税売上高が500万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の申告が必要になります。

#### 簡易課税制度適用上限の引下げ

平成15年分の課税売上高が500万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の申告において簡易課税制度の適用がありません。

消費税の申告を一般課税(簡易課税制度を適用しない場合)で行う個人事業者の方は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要になります。

### 贈与税の申告

平成16年中に、個人から土地建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

「相続時精算課税」を選択した方や「配偶者控除」、「住宅取得資金等の贈与の特例」を受ける方は、贈与税がかからない場合でも申告が必要です。

平成16年分贈与税の申告書の提出と納税は、平成17年2月1日(火)～3月15日(火)です。

平成15年度の税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。

改正消費税法について  
平成15年度の税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。

事業者免税点の引下げ  
平成15年分の課税売上高が10

00万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の申告が必要になります。

#### 簡易課税制度適用上限の引下げ

平成15年分の課税売上高が500万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の申告において簡易課税制度の適用がありません。

消費税の申告を一般課税(簡易課税制度を適用しない場合)で行う個人事業者の方は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要になります。

### 所得税・消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぼっぽ町田」です

設置期間 2月1日(火)～3月15日(火)  
平日(月～金曜日)以外でも2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。  
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時  
所在地 原町田4・10・20、JR横浜線・小田急線町田駅から徒歩5分  
駐車場は有料となっておりますのでご了承ください。  
前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。  
なお、平成17年3月末まで庁舎改修工事のため、税務署内に駐車場はありません。

### 税理士会が行う小規模事業者のための確定申告無料相談

小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の白色申告者)の方を対象としています。ただし、年金受給者の方及び給与所得者の方の還付申告の相談も行っています。

譲渡所得のある方、所得金額が高額な方及び相談内容が複雑な方は、ご遠慮下さい。  
会場が混雑した場合は、受付を早めに締め切ることがあります。駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

開催日	会場	受付時間
2月16日(水)～18日(金)	忠生市民センター	9:30～11:00
2月16日(水)～18日(金)	南市民センター	13:00～15:00
2月22日(火)～23日(水)	堺市民センター	
2月22日(火)～24日(木)	なるせ駅前市民センター	
2月23日(水)～25日(金)	鶴川市民センター	

### 住民基本台帳カード・電子証明書をご利用下さい

現在、各行政機関では、自宅などのパソコンから様々な申請や届出ができる「電子申請」や確定申告等の「電子申告」が始まっています。その中にはあらかじめ住民基本台帳カードを入手し、そのカードに「電子証明書」の付与を受けておく必要があるものがあります。昨年1月29日から始まった公的個人認証サービスは、「電子証明書」を発行するサービスです。このサービスを利用することで、申請者が本人であることや申請内容が通信中に改ざんされていないことを証明できます。「電子証明書」は窓口申請などに必要な「印鑑証明書」に変わる役割をインターネット上で果たすものです。「電子証明書」の申請をするには、まず住民基本台帳カードを取得していただく必要があります。

住民基本台帳カードとは  
住民基本台帳カードは、「電子申請」や「電子申告」のほか、住民票の写しの広域交付(町田市以外の市町村で、本人や同一世帯員の住民票の写しを交付)を受ける際に利用できたり、転入転出手続の簡素化の特例サービスを受けることができます。また、顔写真付きの住民基本台帳カードは公的な身分証明書としても利用できます。住民基本台帳カードには、2種類の様式(様式A・B)があります。様式A = 氏名・有効期限が記載されたもの、様式B = 氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・有効期限が記載されたもの  
住民基本台帳カードの有効期限は10年間です。ただし、市外に転出したときは無効になります。交付手数料は500円です。

電子証明書の発行を受けるには  
対象者は町田市内に住民登録があり、住民基本台帳カードを所有している方です。ご希望の方は、市役所1階の市民課まで、住民基本台帳カードと官公庁発行の顔写真付きの身分証明書(住民基本台帳カードが顔写真付きの様式の場合は不要)をお持ちになりおいで下さい。電子証明書は3年間有効ですが、氏名・住所・性別・生年月日に変更が生じた場合は無効になります。電子証明書発行手数料は500円です。  
問 市民課 ☎724・2123

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で...確定申告書などが作成できます!プリントアウトした申告書はそのまま郵送で提出できます。

で、車での来場はご遠慮下さい。  
問 東京税理士会町田支部 ☎729・0777